

平成 30 年 3 月 15 日

環境物品等の活用に係る工事成績評定の当面の取扱いについて

東京都では、東京都環境物品等調達方針(公共工事)及び東京都島しょ地域における環境物品等調達方針(公共工事)を策定し、環境物品等の使用の推進及び環境影響物品等の使用抑制を行うことにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を推進しております。

このたび、環境物品等の活用について、東京都発注工事の工事成績評定において別紙のとおり策定されましたので周知いたします。

(問合せ先)

東京都 都市整備局 都市づくり政策部

広域調整課 建設副産物担当

TEL : 03-5388-3231

環境物品等の活用に係る工事成績評定の当面の取扱い

受注者が、東京都環境物品等調達方針による環境物品等及び環境物品等と同等以上の品質で、環境負荷の少ない材料の使用を発注者に対して自発的に提案し、採用された場合において、以下の条件をすべて満たすものについては、工事成績評定の「社会的貢献」の「環境負荷の少ない材料、施工方法の自発的な採用等、地球環境にやさしい取組を行った。」の項目の加点対象である。

【加点対象条件】

- ① 設計・仕様で定められていないこと。
- ② 加点対象は「東京都環境物品等調達方針」によるものであること。ただし、これによらない場合は工事主管課と協議すること。
- ③ 発注者の意向によらず、あくまでも受注者の自発的な意向であること。
 - 設計時点では環境物品等に位置づけられていなかった材料が、契約後に環境物品等に追加されたため、受注者が自ら提案してその材料を使用した。
 - 指定仮設以外の仮設材等で、環境に配慮した材料を受注者が自ら提案して使用した。
 - 東京都の環境物品等には位置づけられていないが、他の自治体等で環境負荷が少ないと位置づけられている材料を、受注者が自ら提案して使用した。
 - 設計段階では環境物品等の使用が困難とされていたが、受注者の創意工夫により使用可能となり、自ら提案して使用した。
- ④ 環境物品等を新たに使用する場合、もしくは設計図書で定める環境物品等と異なるものを使用する場合は、設計図書で定める品質と同等以上であること。
- ⑤ 合理的な単位での使用であること。

【加点対象外】

- 当初設計で定めた材料よりも高価だが、環境負荷低減に資するという理由で発注者が必要と認め、設計変更して環境物品等を使用した。
- 設計で定められていない環境物品等を受注者自ら提案し使用したが、使用数量が少量かつ部分的な使用であった。

加点できる参考事例

- 練混ぜから打込み終了までの時間が 90 分（冬季施工の場合は 120 分）を満たせる場所に再生骨材コンクリートの出荷可能なプラントがなかったため、設計での採用を見送った。契約後に再生骨材コンクリート出荷可能なプラントが新設されたため、受注者が自ら提案し再生骨材コンクリートを使用した。

- 当初設計ではコンクリート打設を夏季の予定しており、練混ぜから打込み終了までの時間が 90 分を満たせる場所に再生骨材コンクリートの出荷可能なプラントがなかったため、採用を見送った。現場着手後、地中障害が発見され、その処理に時間を要したため、コンクリート打設が冬季になった。練混ぜから打込み終了までの時間が 120 分を満たせる場所に再生骨材コンクリートの出荷可能なプラントがあったため、受注者が自ら提案し再生骨材コンクリートを使用した。

- 浸透トレンチに用いる砕石について、設計では新材を指定していたが、契約後新たに環境局で行っている再生砕石利用拡大支援制度において、施設認証を受けた施設で製造された基準適合再生砕石（浸透トレンチ材）を、受注者が自ら提案して使用した。